








様式第8号 (第6条関係)

決	議長	局長	次長	係長	係員
裁				 	 

派遣承認要求書

令和3年6月29日

栗原市議会議長 殿

栗原市議会議員 菊地 広志



下記のとおり議員を派遣したいので、承認されるよう要求します。

記

日時	令和3年7月14日(水) 8時30分から 令和3年7月14日(水) 16時00分まで
派遣先	東日本大震災・原子力災害伝承館 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田39番 JA新みやぎ「元気くん市場 仙台南店」 宮城県仙台市太白区茂庭字新御所川132
派遣目的	東日本大震災・原子力災害 伝承館 視察調査 先ごろオープンされた施設において、東日本大震災及び原子力災害という未曾有の複合災害の記録と教訓の情報発信拠点としての役割と地域交流の促進の取組を視察調査する。 JA新みやぎ農産物直売所「元気くん市場 仙台南店」の現況調査 昨年、7月3日にグランドオープンされた、JA新みやぎの農産物直売所は、JA新みやぎ合併の大きな目玉として開設され、活況が呈されている中で、栗っこ地区からも多品目が出荷されている現況を現地調査する。
経費	8,071円
派遣議員氏名	菊地 広志
議長依頼文の要否	要 <input checked="" type="checkbox"/>
備考	【参加者】新清流(4名)、政策フォーラム(4名)、立憲・社民フォーラム(2名)、三浦 善浩、菅原 麻紀、尾形 勝通




※ その他資料があれば添付願います。

様式第10号（第7条関係）

視察研修結果報告書

令和3年8月5日

栗原市議会議長 佐藤 千昭 殿

会派に所属しない議員
氏名 菊地 広志 

視察・研修した結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 期 間 令和3年7月14日
- 2 視察研修先
 - ① 東日本大震災・原子力災害伝承館
 - ② JA新みやぎ「元気くん市場・仙台南店」
- 3 目 的
 - ① 東日本大震災時の津波被害時の「東京電力福島第一原子力発電所」自体の被害状況や周辺の被害状況を知る為。
 - ② 産直野菜の集荷状況や販売方法、市場の取組等の考察。
- 4 調査研究内容 別紙の通り
- 5 参加議員 菊地 広志

調査研究内容

① 東日本大震災・原子力災害伝承館

「福島県双葉郡双葉町大字中野高田 39」

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から11年も経ち、これまで国内で経験した事の無い、甚大かつ複合的な災害の記録と記憶などを、防災・減災の教訓として未来へと繋いでいき、震災の経験を風化させる事の無いように次世代へしっかりと継承していくべき情報を伝える施設と感じました。

視察にお邪魔した日は、「双葉町の記憶と記録」と言う、双葉町の特集展でした。双葉町の伊澤町長はじめ職員の方々から当時の状況をご説明頂き、避難時の様子や、現在も町の大部分が帰還困難区域に指定されている現状や、福島県内や県外に集団で避難した状況を聞くと、原子力事故の悲惨さを改めて実感する事になりました。自宅入口をバリケードで封鎖され入れない悲しさは想像以上で、

避難時は直ぐに帰れると大多数の町民が思っていたとの事や、財布を炬燵の上に置いたまま、二度と帰れない状況になった方のお話、また語り部さんの（口演）を聞いて自分達に当て嵌めて考えたら、何とも切なく悲しい気持ちになりました。今後は他人事ではなく、私達も原子力災害と向き合って生活をしていかなければならないと思いつつ、限られた時間ではありましたが色々勉強になりました。

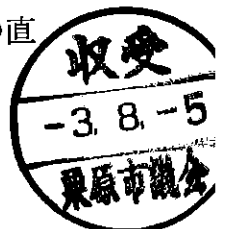
② JA新みやぎ「元気くん市場・仙台南店」

「仙台市太白区茂庭字新御所川 1 3 2」









JA新みやぎ管内の生産者が手掛ける新鮮な野菜をはじめ、米・肉・農産加工品・パン・菓子・総菜や弁当・農産物直売所では珍しい魚やワカメなどの海産物まで、幅広い食品を取り揃えており、売り場面積は約200坪で、約90台分の駐車場が用意されています。お邪魔した日は平日の午後にも関わらず沢山のお客様がおり店内は活気に溢れている状況でした。まず本当に品数が豊富です。

店長からご説明頂き、集荷システムや納品システム、ポストや販売方法の説明など、最新の経営方針で運営されている実情や、生産者さんのとのタイムリーなやり取り方法まで、お客様から人気がある店舗だと納得してきました。販売手数料も他より安く、生産者の方は店頭で自分の商品を並べ易いなと感じました。

勿論、新鮮な野菜と果物、パンやお菓子を買って来ました。これからの直売所のあるべき姿はこうだな！と感じながら視察をしてきました。



様式第8号（第6条関係）

決 裁	議 長	局 長	次 長	係 長	係 員
				 	  

派遣承認要求書

令和3年10月22日

栗原市議会議長 殿

栗原市議会議員 菊地 広志



下記のとおり議員を派遣したいので、承認されるよう要求します。

記

日 時	令和3年11月15日（月） 午前10時00分から午後1時00分まで
派遣先	アットビジネスセンター池袋駅前 別館（東京都）
派遣目的	（株）地方議会総合研究所主催セミナーの受講 議員・職員のためのハラスメント・生活保護行政の現状と課題 「議会とハラスメント」
経 費	受講料 15,000円、交通費 23,960円
派遣 議員氏名	菊地 広志
議長依頼 文の要否	要 <input type="radio"/> 否 <input checked="" type="radio"/>
備 考	

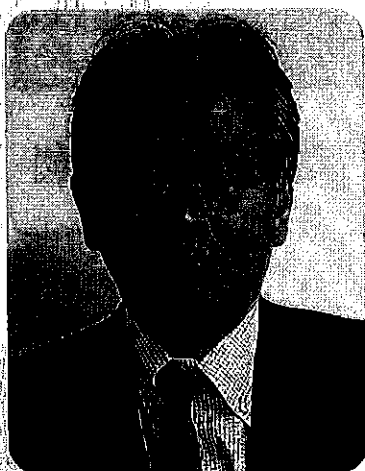


議員・職員のための

ハラスメント・ 生活保護行政の現状と課題

11月15日(月) in 東京

同時開催！
オンラインセミナー



講師: **太田雅幸** 【弁護士】

昭和36年生まれ。東京大学法学部卒業後、昭和59年衆議院法制局に入局。20年にわたり内閣委員会、地方行政委員会等を担当し、法律案や修正案の作成に携わる。会員契約適正化法案、公職選挙法やNPO法などの改正案、年金改正法案や有事法案の修正案の作成に参画。この間、最高裁判所司法研修所で司法修習(49期)。2005年11月退官し、弁護士登録(東京弁護士会)。現在、訴訟実務のほか、各自治体で条例立案支援や研修に携わる。主な著書に「政策立案者のための条例づくり入門」「情報公開法の解説」等がある。

10:00~13:00

議会とハラスメント

1. パワーハラスメント(紙芝居)
2. 政治的な死をもたらすパワハラ(実例)
3. 実定法に組み込まれたパワハラ(具体的な要件)
4. パワハラに関する重要な裁判例
5. セクハラ・ソジハラ(紙芝居)
6. 政治の世界におけるセクハラ
7. セクハラに関する重要な裁判例
8. ハラスメント防止のための議会や会派での取り組み

14:00~17:00

生活保護行政 と生きる権利

1. 公的扶助の歴史
2. 生活保護の概要
・根拠法令・組織
3. 受給状況
4. 申請から保護開始まで
FAQ
5. 扶助の内容
6. 生活保護法63条
7. 生活保護法78条
(不正受給)
8. 重要な裁判例
9. 生活保護行政の課題

(株)地方議会総合研究所

様式第10号（第7条関係）

視察研修結果報告書

3 年 11 月 17 日

栗原市議会議長 佐藤 千昭 殿

会派に所属しない議員
氏名 菊地 広志



視察・研修した結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 期 間 令和3年11月15日
- 2 視察研修先 ※ 株式会社 地方議会総合研究所の主催による
地方議会議員セミナー
会場 アットビジネスセンター 池袋駅前別館701号室
- 3 目 的 ※ 「議会とハラスメント」についての理解を深める為
- 4 調査研究内容 別紙の通り。
- 5 参加議員 菊地 広志



研修内容

「議会とハラスメント」について

アットビジネスセンター 池袋駅前別館 701 号室

講師 東京弁護士会所属弁護士 太田雅之 氏

手書きの紙芝居を使って分かりやすくパワハラについてご講義いただきました。政治生命にも直結するハラスメントについて理解を深め、執務・活動に誤りが無いように期す事。住民代表として仕事をすることが出来るようにする事を含め、色々な内容を勉強してきました。

中央政界におけるパワハラ事象や地方政治によるパワハラ事象、パワハラに関する行政的規制や、労働施策総合推進法の条文の中身や適用関係、議員と職員間でのパワハラやセクハラは、優越的な関係を背景として行われている可能性が多いとの実例考察はナルホドと感じた。

またパワハラには6つの典型的な行為類が有る事を知りました。

- ①暴行・傷害 ②脅迫・名誉棄損・侮辱 ③隔離・仲間外し・無視
- ④業務上での不要案件の遂行不可能な事の強制・仕事の妨害・過大要求
- ⑤業務上の合理性の無い、程度の低い仕事を命ずる過小要求
- ⑥私的な事に過大に立ち入る事、個の侵害

以上の6つの典型的なパターンでパワハラは行われるとの説明でした。

この6つのパターンの実例や内容を説明頂き、改めてパワハラの酷さや、実態、行われる経緯や、された側の心境や気持ちを考えると、議会に限らず、普通の生活、人間関係においてもやってはいけない事だと強く感じました。

その他パワハラに関する重要な裁判例をいくつか挙げて頂きました。自治体だったり学校法人だったり、色々な個所で発生している実態に愕然としました。またセクハラやソジハラ、マタハラなどの裁判例や実態などもご説明頂き、トランスジェンダーの方のトイレ使用制限に対するハラスメントなどの内容もご説明頂き、改めて多方面での事例が有る事を知らされました。

最後にハラスメント防止の為の議会や会派での取組み、その前提としてのまとめや、ハラスメントについての研修会実施の重要性、被害にあった時の申告や相談の仕組み、調査手続きのやり方などを勉強し、最後は参加者での質疑応答でセミナーは終了しました。今回の研修内容を栗原市議会でも共有し、このような事態にならない様にと思っています。今回の研修は大変勉強になりました。